



TASK NEWS LETTER

Vol.12(2021年10月号)

～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～

発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人
大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

TEL:06-6210-1270
HP <http://task-legal.or.jp>



★今号のTOPIC★ 相続シリーズ⑤ 遺言書の種類と作成方法・検認手続き

タスクニュースレターの相続シリーズ、今月号からは遺言書についてのTOPICを3回にわたってお届けいたします。第1回「遺言書の種類と作成方法・検認手続き」、第2回「遺言書作成のポイント」、第3回「自筆証書遺言保管制度」と、知っておいて損はない情報をお届けしますので、この機会に知識を深めていきましょう！

【遺言書は作成するべきか】

遺言書は全ての方が作成することが望ましいです。特に以下の項目に当てはまる方は、相続争いの防止・希望どおりに自身の財産を引き継ぐため、遺言書を遺すことをおすすめします。

1. 子供がいない
2. 再婚をし、前配偶者との間に子供がいる
3. 相続人以外に財産を残したい
4. 内縁の夫・妻がいる
5. 家業を継続させたい
6. 相続人がいない



【遺言書の種類・作成方法】

遺言書の作成方法のうち、もっとも利用されている形式は以下の2種類です。

1. 自筆証書遺言

作成方法・・・原則遺言者が全文・日付・氏名を自書し、押印する。

保管場所・・・自宅、法務局（『自筆証書遺言保管制度』詳しくは12月号のニュースレターで解説！）等

メリット・・・簡単に作成でき、遺言の存在・内容を秘密にできる。費用がかからない（もしくは安価で済む）。

デメリット・・・紛失、偽造、変造の危険がある。形式不備、内容が不明確等で無効になるおそれがある。
家庭裁判所の検認手続きが必要。

2. 公正証書遺言

作成方法・・・証人二人以上の立会いがある場で、遺言者が遺言書の内容を公証人へ伝え、公証人が遺言者の口述を筆記する。

保管場所・・・公証役場

メリット・・・公証人が関与するため、形式不備、内容が不明確等で無効になるおそれがない。遺言書の原本を公証役場で保管するため、紛失、偽造、変造の危険がない。家庭裁判所の検認手続きが不要。

デメリット・・・少なくとも公証人・証人に遺言書の存在、内容を秘密にできない。費用（財産の価格に応じて算定）がかかる。

そのほか、以下の形式があります。

秘密証書遺言・・・遺言者が作成し封印したものを公証人に提出する。内容を秘密にしながら遺言の存在を証明できる。

危急時遺言・・・病気、遭難等の死亡の危険が迫った時に利用する。

隔絶地遺言・・・被災地、刑務所、船舶等の一般社会から離れた場所にいる場合に利用する。

【遺言書の検認手続きとは？】

自筆証書遺言又は秘密証書遺言書については、検認手続きが必要です。「検認」とは、相続人に対して遺言書の存在とその内容を知らせるとともに、検認の日時点の遺言書の内容（形式、加除訂正の状態、日付、署名等）を明確にすることで、遺言書の偽造、変造を防止するための手続きです。（遺言書の効力の有無を判断するものではありません！）

申立人・・・遺言書を発見した相続人、遺言書の保管者

申立先・・・遺言者の死亡時の住所地の家庭裁判所

必要書類・・・申立書、遺言者の出生から死亡までの戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本 等

家庭裁判所

検認手続きがされていない遺言書は、不動産や銀行の名義変更手続きで使用できません。遺言書を発見した場合は、開封せずに家庭裁判所へ提出する必要があるため、誤って開封してしまった場合は5万円以下の過料が科せられます。もし開封してしまった場合は裁判所へ相談し、指示に従うようにしましょう。

なお、遺言書保管制度を利用する場合は、検認手続きは不要です。

より詳しくお知りになりたい場合は、タスク司法書士法人までお問合せください！

次号の予告TOPIC「相続シリーズ⑥ 遺言書作成のポイント」